

## **【重要】令和7年度分の 使用料還付手続きについて**

**令和7年4月1日(火)以降にお支払い  
いただいた使用料について、キャンセルさ  
れる場合は、以下の日時から使用料還付  
手続きが可能となります。**

**4月 28 日(月)午後 1 時～**

**ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解と  
ご協力のほど、どうぞよろしくお願いいたし  
ます。**

**消費者生活センター**